

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙長告示第9号

令和8年4月14日執行の滋賀県後期高齢者医療広域連合長選挙は、滋賀県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則第16条第1項の規定により、候補者が1人であるため投票は行わない。

令和8年4月7日

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙長 川 端 弥